

業務の運営に関する規定

事業所名 有限会社文京まこと

第1 求人

1. 本所は、家政婦(夫)に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2. 求人の申込みの際には、求人者又はその代理人が直接出頭されて、所定の求人票によりお申込みください。直接出頭できないときは、電話又は郵便でも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、賃金、労働時間、その他の雇用条件を明示してください。
4. 求人受付の際には、受付手数料等を、別表の手数料表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求職

1. 本所は、家政婦(夫)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2. 求職申込みは、本人が直接出頭されて、所定の求職票によりお申込みください。
3. 求職受付の際には、受付手数料を、別表の手数料表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。
4. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

3. 紹介に際しては、求職の方に紹介事業所において従事すべき労働の内容、賃金、労働時間等の労働条件をあらかじめ書面の交付により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行つて頂きます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業場閉鎖の行われている求人者に、紹介を一時休止致します。
7. 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料等を申し受けます。

第4 その他

1. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかつたときにも同様報告してください。
2. 本所が職業安定法関係法令に違反したために損害を受けた方は、別に本所から供託所へ供託してある保証金から所定の手続きを経て、損害の保証を受けることができます。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密としてこれを他に漏らしません。
4. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
5. 本所の取扱業務の範囲は、家政婦(夫)です。
6. 本所の業務の運営に関する規定は、大綱以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和7年1月28日

代表者 代表取締役 花田洋三郎